

# 農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドラインの概要について

## 1. 農林漁業成長産業化ファンドについて

- 農林漁業者等（農林漁業者、農林漁業者が組織する団体）が主体となり、加工・流通業者等と連携して行う6次産業化の事業活動（6次産業化事業体）に対して、出資等の手法による支援を実施。
- 本ファンドの活用は、農林漁業者の所得の向上や地域における雇用の確保につながるもの。

## 2. 6次産業化事業体について

### （1）六次産業化・地産地消法における「農林漁業者」の考え方について

- 「農業者、林業者若しくは漁業者」とは、それぞれ、農業、林業、漁業を営む者（日本標準産業分類）。
- 出資元の農林漁業者等（個人、団体・企業）から6次産業化事業体に農林水産物等を供給する計画を立てることにより、総合化事業計画の認定を受けることが可能。
- 6次産業化事業体への原料供給が可能であれば、農林漁業者等と同事業体の地域が離れていても支援対象。

### （2）新規に農林漁業に取り組む者について

- 新規に農林漁業に取り組む者や、農林漁業に参入する企業については、総合化事業計画の申請時に農林漁業者であるかどうかの確認を実施。（農林水産物の生産・販売実績がない場合でも、農林水産物の生産に確実に結びつく活動を開始していれば、同計画の認定が可能。）
- グループ企業にあっては、個々の法人格ごとに判断し、実際に農林漁業を行う企業を対象。

### （3）農林漁業生産を併せて行う6次産業化事業体について

- 植物工場を含め、事業体が6次産業化に必要な農林漁業の生産活動を行う場合について、本ファンドの出資対象化。

### （4）6次産業化事業体に係る経営の考え方について

- 株主が選定する者であれば、6次産業化事業体の経営実務に当たることが可能。

## 3. 農林漁業者の資金力に配慮したファンドの活用について

- 以下の方法により、農林漁業者の出資負担の軽減を図ることが可能。
  - ①一定の要件を満たした場合におけるサブファンドの出資割合（議決権）の引き上げ
  - ②資本金劣後ローン及び無議決権株式の活用
  - ③複数の農林漁業者による共同での出資